

(その1)

# 収支報告書

(令和 3 年分)

(ふりがな)

1 政治団体の名称

(にほん共産党ちばりゅうぎんあまのりかどせらくいんかい)  
日本共産党千葉県松戸鎌谷地区委員会

2 主たる事務所の所在地

千葉県松戸市千駄堀 1810-2

3 代表者の氏名

横堀 涉

4 会計責任者の氏名

野村 みづゑ

問合せ先

(担当者)

野村 みづゑ

(電話)

047-349-1544



資金管理団体の指定の有無

有

無

公職の種類

( 現職 ・ 候補者等 )

資金管理団体の届出をした者の氏名

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※該当箇所「✓」を付すこと。

政治団体の区分

政党の支部

政党

その他の政治団体  
(後援会等)

政治資金団体

その他の政治団  
体の支部

政治資金規正法第18条の2  
第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項  
第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項  
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者  
の氏名

公職の種類

( 現職 ・ 候補者等 )

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

116210  
3/31

定 郵 資 国 全 領 N  
解 後 密 (N) (N) 県 N 過

F1 F2 F3 F4 F5 F6  
L 3/3 S

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

# 収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

## 1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②) .....	43	563	565	-
① (前年からの繰越額) .....		457	647	-
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G) .....	43	105	918	-
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額) .....		42	768	104
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ( (1)-(2) ) .....		1	95	461

## 2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

	十億	百万	千	円
(1) 個人の負担する党費又は会費				
金 額 A .....		3	966	583
員 数 .....			8	706

(2) 寄 附	金 額	備 考
	十億 百万 千 円	
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分		
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	19209536	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[ うち 特 定 寄 附 ]	0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	19209536	(ア)~(ウ)の小計を記載すること。
[ 寄附のうち寄附のあつせんによるもの ]		内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附		
合 計 B (ア+イ)	19209536	内訳を表(その9)へ記載すること。

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円			
日本共産党千葉県委員会		1,667	546		21.1.29	千葉市中央区新千葉3-16-15	
〃		1,487	133		21.2.26	〃	
〃		1,476	577		21.3.31	〃	
〃		1,478	182		21.4.30	〃	
〃		1,509	002		21.5.31	〃	
〃		1,456	623		21.6.30	〃	
〃		1,446	338		21.7.30	〃	
〃		1,447	773		21.8.31	〃	
〃		1,451	275		21.9.30	〃	
〃		1,444	135		21.10.29	〃	
〃		1,431	615		21.11.30	〃	
〃		3,633	600		21.12.30	〃	
こ の 頁 の 小 計		19,929	799				
合 計	F	19,929	799				

松

## (その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
加藤 暹			32,160		千葉県松戸市小金原3-18-22-302	無職	
(内訳)			16,080	R3. 6. 30			
			16,080	R3. 12. 27			
山野邊 富士夫			43,000		千葉県松戸市小金原1-34-14	無職	
(内訳)			21,000	R3. 6. 30			
			22,000	R3. 12. 27			
芝原 久恵			58,800		千葉県松戸市根木内315-2	無職	
(内訳)			30,000	R3. 6. 30			
			28,800	R3. 12. 27			
今井 敏子			37,200		千葉県松戸市小金原4-16-22	無職	
(内訳)			18,600	R3. 6. 30			
			18,600	R3. 12. 27			
この頁の小計			171,160				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

## (その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千 円				
保坂 奉正			36,000		千葉県松戸市小金原3-7-14	無職	
(内訳)			18,000	R3. 6. 30			
			18,000	R3. 12. 27			
廣瀬 博			18,000	R3. 12. 27	千葉県松戸市小金原1-21-31	無職	
棚井 行隆			106,000		千葉県松戸市小金原3-17-43	無職	
(内訳)			48,000	R3. 6. 30			
			58,000	R3. 12. 27			
野元 紘一			48,000		千葉県松戸市小金原2-11-5	無職	
(内訳)			24,000	R3. 6. 30			
			24,000	R3. 12. 27			
山口 清美			39,600	R3. 12. 27	千葉県松戸市小金原2-2-35	無職	
この頁の小計			247,600				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
金子 昭雄			80,400		千葉県松戸市小金原3-12-24	無職	
(内訳)			40,200	R3. 4. 30			
			40,200	R3. 12. 27			
川西 伸男			20,000	R3. 6. 30	千葉県柏市西山2-10-6	無職	
坂本 武信			20,000	R3. 12. 27	千葉県松戸市小金原1-32-11	無職	
日向 紀英			199,600		千葉県松戸市東平賀141-14	無職	
(内訳)			50,000	R3. 3. 25			
			100,000	R3. 8. 31			
			49,600	R3. 11. 30			
この頁の小計			320,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を複数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

## (その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
日向 栄子			300,000		千葉県松戸市東平賀141-14	看護師	
(内訳)			100,000	R3. 7. 30			
			100,000	R3. 10. 30			
			100,000	R3. 12. 25			
松本 信広			70,000	R3. 12. 25	千葉県松戸市東平賀73-5	無職	
小山百合子			40,400	R3. 12. 30	千葉県松戸市大金平2-68-1-201	無職	
森岡 廣茂			27,000	R3. 11. 25	千葉県松戸市幸田1丁目47-5	無職	
門井 さなえ			41,140	R3. 11. 26	千葉県松戸市幸田1丁目-2	無職	
川村 勝子			300,000	R3. 8. 27	千葉県松戸市幸田5丁目-482	無職	
長谷川 隆			40,800	R3. 12. 30	千葉県松戸市西馬橋1-21-12	無職	
長谷川千恵子			32,800	R3. 12. 30	千葉県松戸市西馬橋1-21-12	無職	
小林 長男			22,292	R3. 12. 15	千葉県松戸市西馬橋3-28-44	無職	
正久 正江			36,800	R3. 12. 28	千葉県松戸市西馬橋3-2-11	無職	
齋藤 常一			23,200	R3. 12. 1	千葉県松戸市西馬橋1-9-5	無職	
この頁の小計			934,432				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
佐藤 良治			50,000	R3. 12. 28	千葉県松戸市西馬橋5-33	建築業	
下山 謙一			34,400	R3. 12. 28	千葉県松戸市西馬橋3-47-28	団体職員	
田邊 進			12,000	R3. 12. 31	千葉県松戸市新松戸南2丁目55-1	無職	
広瀬 清			52,662		千葉県松戸市高塚新田631-85	無職	
(内訳)			19,662	R3. 6. 30			
			33,000	R3. 12. 25			
広瀬 初子			31,160	R3. 12. 30	千葉県松戸市高塚新田631-85	無職	
勝田 ヨシ子			39,000		千葉県松戸市高塚新田138-65 ✓	無職	
(内訳)			13,200	R3. 6. 25			
			25,800	R3. 12. 30			
この頁の小計			219,222				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。



## (その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
菅谷 良男			28,200	R3. 12. 30	千葉県松戸市高塚団地2-7-217	無職	
内藤 良一			8,600	R3. 12. 28	千葉県松戸市秋山241-11	無職	
浦野 隆夫			156,520		千葉県松戸市小山501-6 クレストフォルム松戸912	無職	
(内訳)			25,500	R3. 4. 30			
			105,520	R3. 9. 30			
			25,500	R3. 10. 31			
宮下 秀和			13,370	R3. 12. 25	長野県上伊那郡飯島町七久保3342-1	団体職員	
三浦 誠			9,950	R3. 12. 30	千葉県松戸市上矢切968-9	団体職員	
松川 忠志			15,000	R3. 11. 30	千葉県松戸上本郷1416-5	無職	
林 松子			15,200	R3. 12. 28	千葉県松戸市中和倉453-4	無職	
この頁の小計			246,840				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千 円				
斉藤 みどり			32,620		千葉県松戸市金ヶ作358-25	無職	
(内訳)			20,000	R3. 8. 30			
			12,620	R3. 12. 30			
中根 豊吉			8,400	R3. 12. 15	千葉県松戸市六高台西3-9	無職	
山下 文柳			57,800		千葉県松戸市六高台6-119-13	無職	
(内訳)			23,800	R3. 6. 20			
			34,000	R3. 12. 25			
荒木 政治			16,800	R3. 12. 30	千葉県松戸市六高台3-66-12	農業	
平木 豪達			8,400	R3. 12. 25	千葉県松戸市六高台7-54	無職	
平木 陽子			14,200	R3. 12. 26	千葉県松戸市六高台7-54	著作業	
錦 和熙			23,200	R3. 12. 30	千葉県松戸市六高台6-6	無職	
この頁の小計			161,420				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
牧野 誠治			87,400		千葉県松戸市六高台6-78	無職	
(内訳)			41,200	R3. 6. 30			
			46,200	R3. 12. 28			
作田 一雄			68,000		千葉県松戸市六高台6-87	無職	
(内訳)			29,000	R3. 8. 31			
			39,000	R3. 12. 27			
作田 恭子			64,200		千葉県松戸市六高台6-87	無職	
(内訳)			24,600	R3. 8. 31			
			39,600	R3. 12. 27			
この頁の小計			219,600				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
八木下 博			139,000		千葉県松戸市六高台1-2	無職	
(内訳)			57,000	R3. 7. 31			
			82,000	R3. 12. 27			
横島 友巳			51,800		千葉県松戸市六高台6-86-6	無職	
(内訳)			23,400	R3. 7. 31			
			28,400	R3. 12. 27			
荒井 進			88,506		千葉県松戸市緑ヶ丘1-101-4	電気技師	
(内訳)			40,506	R3. 7. 31			
			48,000	R3. 12. 28			
宮城 肇			39,237	R3. 12. 27	千葉県松戸市日暮7-385	無職	
白石 昌子			3,900	R3. 12. 27	千葉県松戸市日暮7-555	無職	
白石 貞純			2,500	R3. 12. 27	千葉県松戸市日暮7-555	無職	
この頁の小計			324,943				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
千田 優子			23,000	R3. 12. 27	千葉県松戸市小金きよしヶ丘2-11-19	無職	
多田 文侯			13,000	R3. 12. 27	千葉県松戸市小金きよしヶ丘2-10-14	無職	
糟谷 幸子			39,800	R3. 12. 25	千葉県松戸市二ツ木49-1	無職	
狩野 満			29,800	R3. 12. 25	千葉県松戸市東平賀276-26	無職	
梁瀬 康夫			9,800	R3. 12. 25	千葉県松戸市小金きよしヶ丘2-17-7-305	無職	
清水 貞子			40,000	R3. 12. 30	千葉県松戸市小金きよしヶ丘2-18-3	無職	
永田 鐵雄			38,000	R3. 12. 25	千葉県松戸市串崎南町93-3	無職	
根本 常男			110,000		千葉県松戸市串崎南町132-3	自営業	
(内訳)			30,000	R3. 3. 30			
			30,000	R3. 8. 30			
			50,000	R3. 10. 30			
この頁の小計			303,400				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

## (その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
庄司 道子			10,000	R3. 6. 25	千葉県松戸市串崎新田156-1-103	無職	
仲市 政利			10,100	R3. 12. 17	千葉県松戸市幸谷243-1	無職	
阿南 幸紀			28,000	R3. 12. 30	千葉県松戸市小金原9-20-4	無職	
阿南 洋子			18,000	R3. 12. 30	千葉県松戸市小金原9-20-4	無職	
池田 明子			47,200		千葉県松戸市栗ヶ沢825-12	無職	
(内訳)			12,600	R3. 6. 30			
			34,600	R3. 12. 30			
井川 錬三			96,400		千葉県松戸市小金原8-16-10	無職	
(内訳)			48,200	R3. 6. 20			
			48,200	R3. 12. 31			
石関 光枝			47,800	R3. 12. 30	千葉県松戸市小金原9-36-20	無職	
大道 千秋			47,400	R3. 12. 30	千葉県松戸市小金原9-21-6	無職	
この頁の小計			304,900				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
西宮香代子			66,800		千葉県松戸市小金原8-21-17	無職	
(内訳)			41,000	R3. 6. 25			
			25,800	R3. 12. 25			
野口 茂子			59,600		千葉県松戸市小金原9-5-22	無職	
(内訳)			39,200	R3. 8. 31			
			20,400	R3. 12. 30			
前山 賢			78,700		千葉県松戸市小金原8-19-16	無職	
(内訳)			36,000	R3. 1. 31			
			42,700	R3. 12. 31			
大道タイ子			52,400	R3. 12. 30	千葉県松戸市小金原9-21-6	無職	
この頁の小計			257,500				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

## (その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千 円				
秋山 嘉敬			39,200	R3. 12. 28	千葉県松戸市金ヶ作270-23	無職	
戸塚 和江			24,200	R3. 12. 28	千葉県松戸市金ヶ作267	無職	
渡部 七枝			17,400	R3. 12. 29	千葉県松戸市千駄堀837-5	無職	
小川 寿子			20,000	R3. 12. 27	埼玉県南埼玉郡宮代町百間5-4-29	無職	
石井 邦子			21,000	R3. 12. 30	千葉県松戸市五香西2-16-7	無職	
棚井 冽子			68,000		千葉県松戸市小金原3-17-43	無職	
(内訳)			40,000	R3. 6. 30			
			28,000	R3. 12. 25			
丹下 かい子			29,600	R3. 12. 27	千葉県松戸市牧の原2-48牧の原団地1-20-314	無職	
伊藤 春美			25,000	R3. 12. 27	千葉県松戸市五香西6-6-7	無職	
伊藤 秀子			33,400	R3. 12. 27	千葉県松戸市五香西6-6-7	無職	
間宮 泰子			28,400	R3. 12. 27	千葉県松戸市五香8丁目24-4	無職	
この頁の小計			306,200				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。



(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
樋口 茂雄			38,200	R3. 12. 30	千葉県松戸市稔台7-31-9-414	無職	
樋口 正子			38,200	R3. 12. 30	千葉県松戸市稔台7-31-9-414	無職	
田沼 きよみ			30,000	R3. 12. 30	千葉県松戸市千駄堀794-31	無職	
池田 久雄			10,800	R3. 12. 28	千葉県松戸市常盤平柳町14-29	無職	
長谷川勝子			30,900	R3. 12. 30	千葉県松戸市金ヶ作27-5 緑ヶ丘新八柱505	団体職員	
田辺 道子			16,000	R3. 6. 27	千葉県松戸市八ヶ崎緑町3-1 サクキ新松戸1006	無職	
麻場 文男			10,000	R3. 12. 27	千葉県松戸市八ヶ崎1-36-26	無職	
麻場 富喜子			11,000	R3. 12. 27	千葉県松戸市八ヶ崎1-36-26	無職	
野口 靖子			15,000	R3. 12. 27	千葉県松戸市八ヶ崎5-38-3	無職	
野口 功			40,000	R3. 12. 27	千葉県松戸市八ヶ崎5-38-3	無職	
斉藤 哲成			14,000	R3. 12. 28	千葉県松戸市八ヶ崎3-28-25	無職	
富山 芙美子			10,000	R3. 9. 30	千葉県松戸市八ヶ崎1-1-10	無職	
高木喜久雄			40,800	R3. 12. 25	千葉県松戸市古ヶ崎1-3059-10	無職	
板倉 弘幸			10,000	R3. 10. 21	千葉県松戸市古ヶ崎872-2	無職	
この頁の小計			314,900				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。  
 (2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。  
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合は、「特定寄附」には、氏名の前に(特)と記載すること。  
 (4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
植草 充代			24,000	R3. 12. 28	千葉県松戸市松戸新田490-100	無職	
宮本 愛子			26,000	R3. 12. 28	千葉県松戸市野菊野2-1017	無職	
比嘉 良宏			67,000		千葉県松戸市稔台8-22-3	無職	
(内訳)			55,000	R3. 6. 30			
			12,000	R3. 12. 30			
長谷部とし子			11,200	R3. 12. 30	千葉県松戸市和名ヶ谷985-4-206	無職	
向井 俊子			29,530	R3. 12. 30	千葉県松戸市松戸新田94	無職	
佐藤 三男			10,000	R3. 12. 30	千葉県松戸市松戸新田3-3-1003	無職	
谷口 正訓			10,573	R3. 12. 30	千葉県松戸市松戸新田568	無職	
金本 光弘			20,000	R3. 12. 30	千葉県松戸市常盤平西窪町20-22	無職	
この頁の小計			198,303				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

## (その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千 円				
小野 祥子			140,000		千葉県松戸市常盤平団地3-7-109	無職	
(内訳)			50,000	R3. 3. 25			
			30,000	R3. 8. 25			
			30,000	R3. 10. 25			
			30,000	R3. 12. 31			
田中 友江			60,000		千葉県松戸市常盤平5-16-18	無職	
(内訳)			30,000	R3. 7. 5			
			30,000	R3. 11. 28			
大葉 清隆			24,500	R3. 12. 30	千葉県松戸市常盤平1-29-3 駅上住宅303号	無職	
この頁の小計			224,500				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千 円				
竹下 南			766,400		千葉県松戸市新松戸5-178-A-301	無職	
(内訳)			171,600	R3. 4. 30			
			131,600	R3. 7. 30			
			183,600	R3. 10. 31			
			114,400	R3. 11. 30			
			165,200	R3. 12. 27			
外谷 幸治			46,250		松戸市新松戸5-1-A-716	無職	
(内訳)			20,400	R3. 5. 30			
			25,850	R3. 12. 27			
山内 壽恵			159,000		千葉県松戸市新松戸北2-1 ファミルハイツ1-511	無職	
(内訳)			49,500	R3. 4. 30			
			48,000	R3. 8. 30			
			61,500	R3. 12. 30			
この頁の小計			971,650				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

## (その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千 円				
森上 桂吾			18,800	R3. 12. 30	千葉県松戸市横須賀1-22-3	無職	
橋本 裕子			16,600	R3. 12. 27	千葉県松戸市新松戸1-42-4	無職	
増川 孝子			10,000	R3. 10. 30	千葉県松戸市新松戸5-1-C-804	無職	
安田ヒロ子			5,000	R3. 12. 30	千葉県松戸市新松戸4-270-B-404	無職	
須藤 公子			99,430		千葉県松戸市横須賀1-23-5	無職	
(内訳)			16,800	R3. 1. 30			
			16,630	R3. 4. 30			
			38,000	R3. 8. 30			
			28,000	R3. 12. 25			
山田 美枝子			33,000	R3. 12. 27	千葉県松戸市新松戸6-69-A-610	無職	
山田信太郎			10,000	R3. 12. 27	千葉県松戸市新松戸6-69-A-610	無職	
この頁の小計			192,830				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
駒崎 隆			40,800	R3. 6. 30	千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷2-7-18	無職	
駒崎 年子			17,000	R3. 3. 5	千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷2-7-18	無職	
国松 輝夫			15,000	R3. 12. 27	千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷7-12-53	無職	
山本 利夫			10,000	R3. 12. 27	千葉県鎌ヶ谷市東中沢1-8-21	無職	
菅野 雅樹			24,400	R3. 12. 28	千葉県鎌ヶ谷市南初富1-22-11	無職	
高橋 明広			50,271		千葉県松戸市松戸878-7	無職	
(内訳)			32,271	R3. 5. 30			
			18,000	R3. 12. 27			
高橋 妙子			22,900	R3. 5. 30	千葉県松戸市松戸878-7	無職	
この頁の小計			180,371				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

## (その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
木間 裕			158,300		千葉県松戸市中和倉153-5	無職	
(内訳)			52,800	R3. 4. 30			
			52,700	R3. 8. 30			
			52,800	R3. 12. 25			
浦野 真			23,000	R3. 12. 26	千葉県松戸市常盤平7-2 常盤平団地2-7-302	団体職員	
今井 修平			26,000	R3. 12. 25	千葉県松戸市小金原4-16-22	無職	
安部 昭雄			25,000	R3. 12. 25	千葉県松戸市常盤平4-8-12	無職	
三輪 由美			300,000	R3. 12. 25	千葉県松戸市八ヶ崎2-13-5 サフオーレ松戸701	県議会議員	
寺尾 暘太郎			30,000	R3. 11. 25	千葉県松戸市小金301-1 グラスイート北小金406	無職	
塚田 明美			10,000	R3. 12. 29	千葉県松戸市東平賀267ライオンズマンション・明イール北小金111	無職	
この頁の小計			572,300				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
萩原 幸夫			178,400		千葉県松戸市高塚新田549-8	無職	
(内訳)			28,400	R3. 11. 20			
			150,000	R3. 12. 25			
佐竹 知之			998,112		千葉県鎌ヶ谷市初富55-14	市議会議員	
(内訳)			168,000	R3. 6. 30			
			599,479	R3. 7. 31			
			230,633	R3. 12. 31			
松原 美子			1,002,148		千葉県鎌ヶ谷市東初富4-22-10	市議会議員	
(内訳)			596,315	✓R3. 7. 28			
			405,833	R3. 12. 31			
この頁の小計			2,178,660				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

- 注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。  
 (2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。  
 (3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に (特) と記載すること。  
 (4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。



(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円			
宇津野史行		1,	354,	106		千葉県松戸市千駄堀819-7	市議会議員
(内訳)			145,	650	R3. 5. 30		
			797,	879	R3. 7. 31		
			410,	577	R3. 12. 20		
山口 正子		1,	737,	706		千葉県松戸市北松戸2-10-1-503	市議会議員
(内訳)			202,	400	R3. 4. 30		
			111,	200	R3. 5. 30		
			801,	279	R3. 7. 31		
			353,	850	R3. 10. 30		
			268,	977	R3. 12. 20		
この頁の小計			3,091,	812			
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。  
 (2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。  
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。  
 (4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

## (その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
平田きよみ		1,	714,	306		千葉県松戸市日暮6丁目71	市議会議員	
(内訳)			149,	650	R3. 4. 30			
			370,	000	R3. 6. 30			
			785,	679	R3. 7. 31			
			140,	000	R3. 11. 20			
			268,	977	R3. 12. 20			
ミール計恵		1,	366,	256		千葉県松戸市松戸新田3-17	市議会議員	
(内訳)			153,	000	R3. 5. 30			
			781,	279	R3. 7. 30			
			153,	000	R3. 10. 30			
			278,	977	R3. 12. 25			
八木 康行			5,	000	R3. 9. 1	千葉県松戸市五香南3-1-1-6	無職	
本谷 清志			28,	600	R3. 12. 28	千葉県鎌ヶ谷市北中沢2-21-51	無職	
この頁の小計			3,	114,162				
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円			
福田節子			58,116		千葉県松戸市栄町西3-1122-5	無職	
			27,116	R3.10.28			
			31,000	R3.12.27			
この頁の小計			58,116				
その他の寄附			4094715				→ ※ 下記注意(1)参照。
合計			19209536				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。  
 (2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。  
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。  
 (4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備考		
項	目	金額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1	経常経費									
	(1) 人件費		15	114	308					
	(2) 光熱水費			6	65	162				
	(3) 備品・消耗品費		2	82	1703					
	(4) 事務所費		2	609	295					
	小計 ((1)~(4))		21	210	468					
2	政治活動費									
	(1) 組織活動費		7	270	156					
	(2) 選挙関係費									
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※		4	928	542					
	(内訳)									
	ア 機関紙誌の発行事業費									
	イ 宣伝事業費									
	ウ 政治資金パーティー開催事業費									
	エ その他の事業費									
	(4) 調査研究費			2	50	790				
	(5) 寄附・交付金			9	108	148		9	108	148
	(6) その他の経費					0				
	小計 ((1)~(6))		21	557	636				うち本部・支部間の交付金合計 9,108,148 円	
	合計		42	768	104				←1の小計と2の小計の合計を記載すること。	

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	必要

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費		<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費	<input type="checkbox"/> 7 調査研究費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額 <small>十億 百万 千 円</small>				年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考	
この頁の小計								0	
その他の支出								7270156	
合計								7270156	

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		<input checked="" type="checkbox"/> 宣伝用自動車の購入維持費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
宣伝用自動車大型車検費用	十億	百万	千 95 円 548	R3. 7.14	(株)アオキオートサービス	柏市逆井1248番地1	
この頁の小計			95548				
その他の支出							
合計			95548				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(新聞・ラジオ・テレビの広告費)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
新聞折込	十億	百万	千	円	R3.9.13	(株)地域新聞社 松戸本店 千葉県松戸市新松戸2丁目9番地
					R3.12.8	"
この頁の小計			198	746		
その他の支出						
合計			198	746		

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(ビラ等作成費)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
印刷代	十億	百万	千	円	R3. 8.11(有) ハピリス	松戸市松飛台548-4
この頁の小計						
その他の支出						
合計						

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。



(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入  (ビラ等作成費)	
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円		
印刷代			100	000	R3 1. 13	あかつき印刷(株) 東京都渋谷区千駄谷4-25-2
			100	000	R3 3. 8	" "
			100	000	R3 4. 7	" "
			100	000	R3 5. 7	" "
			50	000	R3 5. 31	" "
			50	000	R3 7. 5	" "
			100	000	R3 8. 10	" "
			100	000	R3 9. 13	" "
			100	000	R3 10. 7	" "
			100	000	R3 12. 6	" "
						" "
この頁の小計			900	000		
その他の支出			3673	198		
合計			4573	198		

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。



(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		( 納付金 )			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考		
納付金	十億	百万	千	円	21. 1. 29	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
"			797	005	21. 2. 26	"	"	
"			620	828	21. 3. 31	"	"	
"			639	227	21. 4. 30	"	"	
"			712	390	21. 5. 31	"	"	
"			616	308	21. 6. 30	"	"	
"			643	570	21. 7. 30	"	"	
"			799	543	21. 8. 31	"	"	
"			509	317	21. 9. 30	"	"	
"			601	857	21. 10. 29	"	"	
"			1,285	854	21. 11. 30	"	"	
"			902	936	21. 12. 30	"	"	
"			979	313				
この頁の小計			9,108	148				
その他の支出				0				
合計			9,108	148				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳								
支 出 項 目	金 額				年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円				
納付金			797,005		21. 1. 29	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
〃			620,828		21. 2. 26	〃	〃	
〃			639,227		21. 3. 31	〃	〃	
〃			712,390		21. 4. 30	〃	〃	
〃			616,308		21. 5. 31	〃	〃	
〃			643,570		21. 6. 30	〃	〃	
〃			799,543		21. 7. 30	〃	〃	
〃			509,317		21. 8. 31	〃	〃	
〃			601,857		21. 9. 30	〃	〃	
〃			1,285,854		21. 10. 29	〃	〃	
〃			902,936		21. 11. 30	〃	〃	
〃			979,313		21. 12. 30	〃	〃	
この頁の小計			9,108,148					
合 計			9,108,148					

(その17)

## 資 産 等 の 状 況

全団体必要

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無				
資 産 等 の 項 目 別 区 分		有	無	備 考
ア	土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ	建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ	建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ	取得の価額が100万円を超える動産	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ	預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ	金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ	有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク	出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ	貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ	支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ	取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ	借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				年月日	備考
		<input type="checkbox"/> ア 土地	<input checked="" type="checkbox"/> エ 動産	<input type="checkbox"/> キ 有価証券	<input type="checkbox"/> コ 敷金		
		<input type="checkbox"/> イ 建物	<input type="checkbox"/> オ 預金等	<input type="checkbox"/> ク 出資	<input type="checkbox"/> サ 施設利用権等		
		<input type="checkbox"/> ウ 地上権等	<input type="checkbox"/> カ 金銭信託	<input type="checkbox"/> ケ 貸付金	<input type="checkbox"/> シ 借入金		
摘要	金額				年月日	備考	
	十億	百万	千	円			
宣伝用自動車		1806	933		H29.9.11	1台	
この頁の小計			1806	933			
合計			1806	933			

注意(1) 資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。  
 (2) 「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その20)

**全団体必要**

# 宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 3 月 30 日

政治団体の名称 日本共産党千葉県松戸・鎌谷地区委員会

会計責任者の氏名 野村 みづゑ 

(以下は解散届提出時のみ記入)

( 代 表 者 の 氏 名 ( 印 ) )

※解散の場合は、解散届も必要となります。

**全団体必要**